

DTI社は森川さん、永井さんの解雇を撤回せよ IDTは、森川さん、永井さんの転籍を認めよ!

IBMは社員の雇用と職場に責任を持て!

か い な
号 外
(2004年05月20日)
JMIU日本IBM支部
野 洲 分 会
責任者 北川定

- ・IBMに帰任した社員に、本人の希望を尊重した、まともな職場を提示せよ。
- ・YSC、日立GSTへの「移籍」をIBMからの出向に戻せ。

意見は、組合ホームページ : <http://www.bekkoame.ne.jp/i/jmiu-ibm>

組合e-mail : jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp までお寄せください

労働相談一般は、滋賀県労働組合総連合

(Tel.077-521-2536 Fax.077-521-2534 e-mail : kenroren@mb1.kisweb.ne.jp)

DTI社は解雇を撤回せよ

4月30日のDTI社との団交席上、会社は雇用交渉中にもかかわらず、会社は、森川さん、永井さん2人に『解雇通告書』を渡そうとしました。拒否をすると、内容証明書付きで郵送するといった暴挙をやりました。全く、労をねぎらうどころか非常識極まりなく、憤慨の極みです。

日本IBMは長い歴史の中で社員の生首を飛ばすといった解雇はやってきませんでした。しかし、今回、関連会社を使った指名解雇もどき行為は、日本IBMのリストラ人事施策の新しい火蓋が切って落とされたと言えます。この野洲事業所は、IBMのみならず日本のリストラの見本市になっており、今回の解雇形態はその先鞭をつけるものと言えます。まさに、日本IBM大歳社長の言っている「日本の人事施策の毒見役をやる。」を示したと言えます。

組合は毅然とした対応で臨み、この解雇を決して許すことは出来ません。

*裏面のDTI/IDT/IBMあて「抗議・要求書」
を見てください。

IBM帰任者に仕事を与えない問題

4/22のピラで、日本IBMは、業務命令で派遣会社メイテック(株)から派遣(二重派遣)をさせようとし、それに組合は猛反対していることを伝えました。

3/30、会社は『業務命令』書を組合員についてだけ取り下げました。しかし、数名の非組合員については「派遣を希望されている(会社談)」とのことで派遣されています。その後は消息不明です。

派遣の『業務命令』を解かれた17名の組合員に対して、まともな仕事を与えるよう団交(5/14)をしました。

会社の回答は、歯切れが悪く、仕事の提示はありませんでしたが、今後も協議を継続することで労使、同意しました。

野洲セミコンダクター(株)について

4月に入ってセイコーエプソン社に転籍した社員は総勢22名。セイコーエプソン社労組は、ユニオンショップ制のため一般職は全員組合員になります。16名のエプソン労組組合員が野洲セミコンダクターで誕生したとのことです。

労働条件向上のため、共にがんばりたいものです。

組合掲示板について

健康管理室前(1号ビル2階社員ルーム前)に組合掲示板が設置され、組合情報を掲示しています。

ディスプレイ・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 鈴木 隆之 殿

インターナショナル・ディスプレイ・テクノロジー株式会社
代表取締役社長 土師 紀能 殿

日本アイ・ピー・エム株式会社
代表取締役社長 大森 卓麻 殿

全日本金属情報機器労働組合本部
日本アイピーエム支部
中央執行委員長 比嘉 達野
代印 洲

抗議・要求書

4月30日、DTIは、当支部所属の森川・永井の両組員に対し、解雇通知を行った。2月12日になされたDTIの会社清算についての発表以来、組合は誠実に団体交渉を継続してきたが、会社は解雇を正当化するに足るまともな理由も示しておらず、組合はこのような不当解雇に抗議し、解雇撤回を要求するものである。

まず、第一に、組合は4月19日、会社清算に関する資料の提供を要求したが、会社は貸借対照表と損益計算書の要旨程度のものしか提示しておらず、会社清算の必然性を客観的に証明できるものはない。

第二に、DTIの社員405名のほぼ全員がIDTに出向していたにもかかわらず、IDTが転籍を受け入れるとした枠は300名であった。残り105名については、最初から基本的に就職斡旋会社まかせという無責任さであり、社員の仕事と雇用に責任をもつという自覚が著しく欠如している。

第三に、4月1日のIDTとの団交で判明したことだが、その300名については、IDTが予め指名していた。森川、永井組員を含め、IDTへの転籍を希望しても300名の中に入っていない社員は最初から解雇するつもりであった。その選定基準は明らかにされていないし、DTIは、それはIDTが決めたことであり、DTIとしても後からわかった、と重ねて無責任さを露呈している。

一方、人手不足を解消するためIDT内で働くことが容易に推測される、派遣労働者や

アルバイトを、民間製造請負企業数社が新聞折り込み広告で頻繁に募集している。300名の転籍者枠の中からは112名もの辞退者が出ており、残りの105名の中のIDT転籍希望者を転籍させることはなんの不都合もないはずである。

第四に、組合とDTIとの主張は平行線のままであり、交渉はなお継続中であるにもかかわらず、4月30日の団交の最中に解雇通知するという一方的なやり方である。組合は、「当面、森川、永井組員の籍をDTIに残し、交渉継続」を要求したが、DTIはそれを無視し、解雇を強行した。

以上のことからして、森川、永井組員に対する解雇通知の撤回、および、雇用確保に三社が責任をもつよう以下のとおり要求する。

記

1. DTIは、森川、永井組員の解雇通知を撤回し、籍をDTIに残し、継続交渉せよ。
会社として責任をもってIDT、IBMへの転籍の途を作れ。
2. IDTは、転籍を希望している森川、永井組員を採用せよ
3. IBMは、DTI・IDT両社の親会社として、解雇を白紙に戻し、森川、永井組員の雇用を確保するよう両社を指導せよ。
本人が希望する場合は、IBMでの採用の途を作れ。